

入 札 要 領

習志野市企業局業務部企業総務課

1. 入札方法

(1) 電子入札

本入札は、電子入札の方法により行うため、入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

「入札金額内訳書」は、電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

2. 入札辞退

(1) 入札参加者は、入札書受付締切日時までの間、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3. 未入札

入札参加者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱う。

4. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加申請をしていない者及び参加資格を有しない者の入札

(2) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額による入札

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 明らかに連合であると認められる入札

(5) 電子認証を不正に使用した入札

(6) 設計図書等の配布を受けていない者の入札

(7) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の金額に相違がある入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

5. 落札者の決定

(1) 本入札は、事後審査入札であるため、最低価格入札者（落札候補者）は、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合に落札者とする。

(2) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日を除く。）までに次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失い、当該入札において失格とする。

①「入札参加資格確認申請書(事後審査入札)」

- ②建設業許可証明書（開札日前3ヶ月以内に発行されたもの）又は許可通知書（有効期間に開札日を含むもの）の写し
- ③直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- ④配置予定技術者の資格・免許及び講習受講を証するものの写し
- ⑤配置予定技術者が、3ヶ月以上の被雇用者であることを確認できるもの（社員証、健康保険証等の写し）
- ⑥同種の工事施工実績に係る契約図書等の写し
- ⑦工事積算内訳書（金抜設計書の各項目に対応する積算金額を記入したもの。同内容であれば、様式は問わない。）

6. 再度入札

再度入札は行わない。

7. 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

8. 開札立会人

開札に立ち会う場合、開札日前日午後4時までに習志野市企業局業務部企業総務課に連絡するものとする。

9. 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければならない。

10. 契約条項

契約条項は、特別な場合を除き、「公共工事標準請負契約約款」によるものとする。

11. 契約の保証

（1）落札者は、当該契約の締結と同時に、次の一に掲げる保証を付さなければならない。

ア 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

イ 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ウ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（2）前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の10以上としなければならない。

（3）第1号の規定により、落札者が同号アに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同号イ又ウに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

12. 支払条件

（1）前金払 無

（2）完成払

13. 建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認

契約金額（消費税を含む。）500万円以上の工事を受注した受注業者は、建設業退職金共済の発注官公庁用掛金収納書を貼付した、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を、工事契約締結後1か月以内に発注担当課に提出し、確認を受けるものと

する。

1 4. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、企業総務課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（通知書様式：本市ホームページ掲載の「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」）

1 5. 法令等の遵守について

入札参加者は、この入札要領及び建設業法、習志野市公営企業会計規程その他の法令を遵守すること。

1 6. 異議の申立て

入札参加者は、この入札要領、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7. その他

（1）工期は、事情により変更することがある。

（2）電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。

（3）入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。

（4）本入札要領に記載する事項以外の事項については、習志野市企業局電子入札約款及び習志野市企業局電子入札システム運用基準のとおりとする。